

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	朴 聖福
論文題目	日韓の公的年金制度の体系と財政における比較分析 －後発性及び政策移転の観点から－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は後発性を持つ韓国の公的年金制度の成立と発展について、その特徴と変化のメカニズムを明らかにすることを目的として、日本と韓国の年金制度の比較分析を行ったものである。その内容は、以下の通りである。</p> <p>まず第1章では、韓国を福祉後発国として位置付け、後発国がもつ後発性と後発利益に着目し、この2つの特徴を視野に入れた分析枠組みを構築するという視点から、理論的・方法論上の検討を行う必要があることを強調するとともに、以下の各章の内容構成を説明する。</p> <p>これに対して第2章は、本論文が採用する方法論を詳細に検討する。理論的には歴史的制度主義と政策移転という議論を活用し、方法論的には、動的な視点と典型的な視点を取り入れた比較分析フレームワークを採用することが、日韓の公的年金制度の比較分析には有効だと主張する。ここで日本は、韓国にとって「先発国」、あるいは「準拠国家」と位置付けられる。日本が先駆けて経験した公的年金制度の諸改革は、韓国の年金制度と制度変化を説明し、評価する際の比較参照基準として活用される。</p> <p>第3章では、OECDの年金制度の分類に基づき、両国の公的年金制度について現時点での類似点と相違点を明らかにしている。両国とも社会保険方式を基本とするビスマルク型であり、すべての国民をカバーできる皆年金体系が備わっている。両国は制度が類似しているために、他方で、類似した問題を抱えていることが明らかになった。両国とも公的年金への強制加入を促しているが、保険料を自ら納付する被保険者、すなわち日本の場合は国民年金の第1号被保険者、韓国の場合は国民年金の地域加入者が、とくに後者の場合、保険料の納付率が5割に満たないという問題を抱えている。つまり、日韓において未加入・未納付問題が、現行年金制度の構造的な問題となっている。両国の制度に関して大きな相違は、基礎年金の国庫負担のあり方である。日本は全国民を対象とする普遍的な制度となっているのに対し、韓国はミーンズ・テスト付き給付で、低所得の高齢者にターゲティングしている点に特徴がある。</p> <p>第4章は、政策移転の観点から韓国の年金制度の導入について分析し、制度の導入目的と移転された制度の特徴を、当時の日本の制度との比較において明らかにしている。制度の導入タイミングと産業化の推進という当時の韓国の文脈(context)を考慮すれば、韓国の福祉年金法は、高齢者の貧困防止や所得保障といった年金制度の本来の目的だけでなく、工業化を進めるための投資資金調達の一環としての意図も持たされていたことを、本論文は明らかにする。これは新しい発見である。このことは、当時の日本の年金制度を学習する中から、韓国が年金保険料積立金の運用のメリットについて既に認識していたことや、給付費に国庫負担を投入しないように設計したことが、本論文の主張の根拠になっている。そして初期の日本と韓国の年金制度のもっとも顕著な相違点は、韓国の場合、国庫負担がない完全社会保険方式を採用した点にある。</p> <p>第5章は、政策移転と動的な観点を取り込んで、日韓の長期的な制度の発展過程について比較分析をおこなっている。その結果、形成期における両国の制度の類似性のみならず、再編期においても類似の改革パターンを見出した点に、本章の意義がある。それは主に漸進的な改革を行うことによって、制度の根幹を維持していくパターンが共通している。一方、再編期において韓国の制度は日本モデルとは異なる経路を</p>			

歩み出したことも確認された。一元化の制度とミーンズ・テスト付きの基礎年金が導入された点は、潜在的に日本モデルから韓国モデルの離脱を意味すると言える。

第6章は、制度の構築という比較基準から公的年金の財政方式を新たな比較基準として捉え、韓国の年金制度の変化メカニズムの究明を試みている。第5章の分析によって静態的比較による類似点と相違点を導くだけでなく、動的なパターンについても類似点と相違点を明らかにしたが、そうした変化の背後にあるメカニズムについての分析は行っていなかった。そこで第6章は、制度の初期条件による経路依存や漸進的变化と、学習メカニズムによる政策移転という理論的枠組みを用いて分析をおこなっている。分析の結果、後発国である韓国の公的年金制度の長期的な変化メカニズムを、「経路依存的な学習プロセス」として特徴づけている。

以上の第6章までの分析結果から、第7章では、日本の2004年度の改革の教訓を引き出そうと試みている。先発国である日本の経験が、韓国の過去の改革の結果を説明することに有効であるのみならず、今後の改革の方向性を見通すことにも役に立つことを、本章は示している。具体的には、日韓の財政検証と財政均衡方式の在り方を比較した後、韓国の国民年金における自動均衡機能の導入について考察している。韓国の年金財政を見通すに当たって日本の経験は依然として有効であって、日本の2004年改革は、保険料、国庫負担、マクロ経済スライドによる自動均衡機能等の総合的・長期的な改革が、今後の韓国の改革を考慮する際に、きわめて示唆的だと結論づけている。

最後に、第8章は以上の議論を要約した後に、本論文の意義と限界を述べて全体を締めくくっている。

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、日本と韓国の公的年金制度の体系及び年金財政の持続可能性について、歴史的制度主義の観点から日韓比較を試みた業績である。日本の公的年金制度から韓国は学びつつ、しかし同時に、自国の歴史的・制度的文脈を踏まえて独自の公的年金制度を形成したそのあり方を、日韓両国の資料に基づいて詳細かつ具体的に解明した点に、本研究の大きな意義がある。

日本では、韓国の年金制度に関する概説であれば、これまでも複数の業績が公表されているが、制度紹介に留まっており、方法論の吟味を踏まえた上での本格的な比較研究ではなかった。その点で本研究は、第1に、方法論の検討を詳細に行った上で、みずからが拠って立つ方法をまず吟味し、その上で日韓両国の資料に基づく比較研究を推し進めたという意義をもつ。これは、少なくとも邦語文献としては他に前例がないと思われる。韓国出身でありながら日本語を自在に使いこなせる申請者にして初めて可能だったという点で、貴重な業績だと評価できる。

第2の意義として、韓国の年金制度成立過程を分析することを通じて、モデル国からの「制度移転」を文字通り行うことの利害得失を明らかにした点が挙げられる。そのメリットとしては、迅速にその制度を設計し、実行できる点が挙げられる(「後発の利益」)。他方でデメリットとしては、導入国における固有の制度的、政治的、あるいは歴史的な文脈にうまく適合させることができなければ、制度が持続可能にならない点を挙げることができる。本研究は、こうした制度移転のもつ両側面がぶつかり合うダイナミズムの中で、韓国独自の年金制度が形成されていく姿をよく析出していると評価することができる。

他方、審査では、(1)韓国の年金制度はむしろアメリカの影響を受けた側面があるのではないかと、(2)「修正積立方式」と「修正賦課方式」は、概念上厳密に区別したうえで、財政方式に関する自らの基準を打ち立てて議論すべきではないかと、(3)自らの方法論で、必ずしも首尾一貫して現実を分析しきれていないのではないかと、また、論証が十分な資料に基づいていない部分もあるのではないかと、(4)韓国の文化、政治的・経済的条件が、日本モデルに準拠した年金制度の受容(あるいは、そこからの離脱・修正)を決定づけた点について、もっと詳細な分析が必要だったのではないかと、といった課題も指摘された。

以上の課題にもかかわらず本論文が、歴史制度主義と政策移転論という2つの方法論に立脚し、日韓両国の比較年金制度分析を達成した点を評価すべきだという点で意見の一致をみた。よって、本論文は博士(経済学)の学位論文として十分価値あるものと認定する。また平成30年4月12日、論文内容に関する口頭試問を行った結果、合格と認めた。